

## 小田公舎駐車場の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防局管理公舎規程（平成7年消防局訓令第15号。以下「規程」という。）第6条第4項の規定に基づき、小田公舎駐車場の使用に係る取扱い及び手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(駐車場使用申請等)

第2条 規程第6条第2項の規定により、小田公舎居住者のうち、駐車場を使用しようとする者は、駐車場使用申請書（第1号様式）を提出し、消防局長の承認を受けなければならない。

2 消防局長は、駐車場の使用を承認するときは、駐車場使用承認書（第2号様式）を交付するものとする。

3 駐車場使用者は、駐車場使用承認書に記載された駐車場使用開始指定日から速やかに駐車場の使用を開始しなければならない。

4 駐車場使用者は、駐車場使用申請書に記載された自動車を変更したときは、10日以内に自動車変更届（第3号様式）を提出しなければならない。

5 駐車場使用者は、退居等により駐車場の使用を終了するときは、駐車場使用終了予定日の1箇月前までに駐車場使用終了届（第4号様式）を提出しなければならない。

(厳守事項)

第3条 駐車場使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 駐車場の全部又は一部を転貸し、又は他の目的に使用しないこと。

(2) 駐車場を正常な状態において維持し、他の駐車場使用者の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 駐車場の使用は、1住戸につき1区画とする。

(4) その他駐車場の維持及び管理について必要な指示に従うこと。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

第1号様式

駐 車 場 使 用 申 請 書

年 月 日

(あて先) 消 防 局 長

小 田 公 舎 \_\_\_\_\_ 号室

所属 \_\_\_\_\_ 課・隊・署

職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり駐車場を使用したいので申請します。

自動車の所有者	(職員との続柄： )
主な自動車の使用者	(職員との続柄： )
駐車場使用開始希望年月日	年 月 日
自動車の車名及び型式	
自動車登録番号	

第2号様式

駐 車 場 使 用 承 認 届

年 月 日

小 田 公 舎 \_\_\_\_\_ 号室

\_\_\_\_\_ 様

消 防 局 長

次のとおり駐車場の使用を承認します。

駐車場番号	
駐車場使用開始指定年月日	年 月 日 (※)
その他	1 自動車を変更したときは、10日以内に自動車変更届（第3号様式）を提出すること。 2 駐車場の使用を終了するときは、1ヶ月前までに駐車場使用終了届（第4号様式）を提出すること。 。

※ 駐車場使用開始指定年月日以降速やかに駐車場の使用を開始すること。

第3号様式

自動車変更届

年 月 日

(あて先) 消 防 局 長

小 田 公 舎 \_\_\_\_\_ 号室

所属 \_\_\_\_\_ 課・隊・署

職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

駐車場を使用する自動車を次のとおり変更しましたので届け出ます。

(変更前)

自動車の車名及び型式	
自動車登録番号	
自動車の所有者	(職員との続柄： )
主な自動車の使用者	(職員との続柄： )

(変更後)

自動車の車名及び型式	
自動車登録番号	
自動車の所有者	(職員との続柄： )
主な自動車の使用者	(職員との続柄： )

第4号様式

駐 車 場 使 用 終 了 届

年 月 日

(あて先) 消 防 局 長

小 田 公 舎 \_\_\_\_\_ 号室

所属 \_\_\_\_\_ 課・隊・署

職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり駐車場の使用を終了しますので届け出ます。

駐車場番号	
駐車場使用終了予定年月日	年 月 日
駐車場使用終了理由	